

令和7年度第1回福岡県食品安全・安心委員会 議事要旨

日時 令和7年7月15日(火) 10:00～11:50
場所 福岡県庁 特別東会議室

委員会委員 15名

出席委員 13名 (井手委員、緒方委員、川野委員、小林委員、重松委員、白木委員、近松委員、千葉委員、堤委員、渕上委員、本城委員、前田委員、目野委員)

欠席委員 2名 (大塚委員、河村委員)

◆ 開会

◆ 保健医療介護部長あいさつ

◆ 委員紹介

◆ 定足数確認

◆ 議事

- 福岡県食品の安全・安心の確保に関する基本計画（第2次）令和6年度実施状況報告
- 福岡県食品の安全・安心の確保に関する基本計画（第2次）令和7年度実施計画

(事務局説明要旨)

- 福岡県食品の安全・安心の確保に関する基本計画（第2次）令和6年度実施状況報告
 - ・ 施策の1つ目の柱、「生産から販売に至る一貫した食品の安全・安心の確保」については、生産から販売に至る食品供給行程の各段階において合計19の施策について取組を実施しました。
具体的には、生産者に対して農薬、肥料、飼料等の生産資材の適正使用を指導とともに、農林水産物のトレーサビリティについて運用の適正化に取組んでおります。
また、卸売市場をはじめとした流通拠点や飲食店、食品製造施設、販売店等に対する監視指導、流通食品の収去検査などを実施しました。
 - ・ 施策の2つ目の柱、「食品関連事業者の自主的な取組の促進」については、生産段階及び製造・加工・調理段階における自主的な取組を促進しました。
具体的には、生産者が自ら異物混入防止や農薬等の適正使用などを点検、評価することで農業経営の改善につなげる取組であるGAPに取り組む産地の拡大を図りました。
 - ・ 施策の3つ目の柱、「食品の安全・安心の確保に関する相互理解の促進と信頼関係の確立」については、食品の安全・安心の確保に関する普及・啓発を行うとともに、意見交換会及びパブリックコメントの実施により県民との意見交換を促進しました。

具体的には、学校における食品の安全・安心に関する教育活動の推進のため、市町村教育委員会や教職員を対象とした研修を行うとともに、児童生徒や保護者への実習等を通じた普及啓発を行いました。

また、食中毒予防シンポジウムやその他の意見交換会を開催しました。

- 福岡県食品の安全・安心の確保に関する基本計画（第2次）令和7年度実施計画
 - ・ 第2次計画の3つの柱に沿って展開する29の施策ごとに、これまで実施してきた取組を継続して実施します。
 - ・ 令和6年度計画からの変更点としまして、国の防疫指針改正に伴い高病原性鳥インフルエンザのモニタリング検査対象農場が変更となりました。
また、実施能力の見直しと他自治体の状況を踏まえ、食品営業施設に対する計画監視件数を変更しました。
 - ・ 今年度も引き続き関係機関で連携し、食品の安全・安心の確保のために基本計画に基づく取組を推進してまいります。

（主な質疑応答）

問 令和6年度のGAPの指導者の育成数は。

答 令和6年度のGAPの指導者の育成数は17名でした。

問 HACCPに沿った衛生管理導入後の支援について、具体的にどのような支援を実施したのか。

答 保健所職員が食品関連施設の立入調査を実施する際に、法令改正によってHACCPが義務化されたことを改めて説明するとともに、施設ごとの衛生管理計画について確認します。計画を立てていない業者がいれば、業界団体が作成した手引き書等を参考に衛生管理計画の立て方について説明しております。すでに計画に沿った衛生管理を実施している事業者に対しては、定期的な見直し及び営業実態に合っているかどうかについて確認し、必要に応じて指導を実施しています。また、HACCPに沿った衛生管理で重要な記録について、丁寧な説明・助言を実施しているところです。

問 食品衛生責任者実務講習会について、令和5年度と比較して実施回数が倍になっているにも関わらず、参加者数が減少しているが、この数値は妥当な数値なのか。また確認試験における理解度が7割を超える受講者の割合が99.2%に改善されたということであるが、問題の難易度はどうだったのか。

答 令和6年度の実施回数が、令和5年度と比較して倍となった理由としては、各保健所で2日開催していた講習会を、午前と午後に分けて2回ずつ開催したためです。受講者のアンケートでは、時間の選択肢が増え余裕をもって参加できたとの声も挙がっていることから、受講者の理解度についても上がっているものと考えています。確認テストの難易度については基本的に2択の問題で、最後まできちんと受講すればすべて回答可能な内容であり、テストの内容自体は毎年同じような内容となっております。

問 監視指導の実施結果について、293件の違反について、具体的な違反事例、違反状況は確認できるようになっているのか。

答 293件の違反について、内訳としては、食品衛生法違反が144件、それから食品表示法違反が49件となっております。HPでは、行政処分かそれ以外かということまで掲載しています。

問 GAPの認証取得とは、生産者単位なのか、団体単位なのか。また、作物単位なのか、生産者単位なのか。

答 個人の経営者で認証を取られる方もいれば、農協の部会で取られる方もいます。作物単位で

はなく、生産者単位での取得となっております。

問 医薬品成分の含有が疑われる健康食品等の検査について、ここに掲載される検査件数は、実際に消費者から苦情からあって検査を実施したのか、それとも抜き打ちの検査なのか

答 実績に掲載される検査は、抜き打ちの検査の実施件数です。消費者からの健康被害等の申し出があれば、製造業者から保健所に情報提供が入るようになっています。

問 学校給食施設の改善指導について、内容はどのようなものか。

答 指導の内容は、施設設備の不備、衛生管理に係る学校内の体制づくりに関する不備、調理員の作業内容に関する不備等、ハード面、ソフト面の両方について指導を実施しているところです。

問 家庭科の教諭に対する研修会に関して、令和6年度の状況における人数動員が令和5年度実績と比較して半分程度に減少していることについて、及び栄養教諭に対する研修会に関し、令和7年度の実施計画において実施計画が減っていることについてどう考えているか。

答 家庭科を指導する教員に対する研修会の参加人数が半減した主な理由は、若手教員研修1年目と中堅教諭等資質向上研修において、対象となる教員の人数が前年度より減少したことがあります。研修会の参加者数は対象者の人数が変動するため年度によって変わります。栄養教諭等に対する研修会については、令和6年度の計画では、県と県内6ヶ所にある教育事務所が年間1～2回実施する予定で8回としていましたが、実績は12回という結果になりました。令和7年度の計画についても、各6事務所が実施するのと、県主催で2回程開催する予定であるので、令和6年度と同様8回としております。[後日回答を一部修正]

問 学校給食の調理従業員に対する研修会について、受講対象者はセンター方式の委託業者についても研修の対象となるのか。

答 本研修会は県立の特別支援学校と夜間定時制の高等学校の調理従事者を対象としています。

問 令和7年3月に策定された食品期限表示設定のガイドラインについて、消費者への周知が大切になると思うが、期限表示の設定の仕方が変わることについて消費者に対する周知をどのように実施するのか。

答 消費者に対する普及啓発も大切なことですが、事業者に対して適切な消費期限の設定について指導していくことが1番だと考えています。いつまでが食べて大丈夫かというのは難しい問題であるため、国の動向等も注視しながら県としても取り組んでいく予定です。

問 令和7年度食品衛生監視指導計画について、監視ランクごとの年間監視回数が令和6年度の計画と比較して減っているがなぜか。また、Eランクの監視対象施設について、対象が令和6年度と異なるようだがなぜか。

答 令和6年度の本委員会において、計画の見直しも検討すべきとの意見をいただいたことから、他自治体の状況等を調査したところ、本県の計画が過多であったことが判明したため計画の見直しを実施しました。また、リスクに応じた監視が重要になってくるため、各業種の監視ランクについてどこのランクに当たるべきなのか改めて検討し、各ランクの監視対象施設について一部見直しを実施しました。

問 福岡県内の食中毒の発生状況について、推移はどのようにになっているのか。

答 コロナ禍で食中毒の発生は非常に減少したが、現在はコロナ禍の前の状況に戻りつつあります。傾向としては、細菌性の食中毒はどんどん減ってきており、ウイルス性食中毒やアニサキス食中毒が主になってきています。また、鶏肉の生食によるカンピロバクター食中毒が増えてきている状況であり、食中毒の内容も変わってきている状況です。

問 令和7年度の監視指導計画について計画監視件数が令和6年度の計画から半数程度となっている。令和6年度の実績としては、15,000件程度となっているが、これが保健所の処理能力としては限界なのか。

答 保健所職員は、日頃窓口での相談業務や許可申請などの事務手続き等で非常に忙しい中で施

設の立入を実施しているため、現状の処理能力としては限界の件数であるという認識です。

問 国際水準GAP認証について、申請件数自体は増えているのか。

答 これまで1年間で2件ずつの認証取得となっており伸び悩んでいるところですが、県としては昨年度末に国際水準GAP認証に向けた県のチェックリストを新たに作成し、今年度農林事務所単位で説明会を開催する予定としています。今年度についてはすでに2件申請されている状況です。

問 令和5年度の本委員会において、県の消費生活センターのホームページがわかりにくいという指摘があったと思うが、現状、どのようにになっているのか。

答 食品の表示については、福岡県消費生活センターのトップページの下部「情報一覧」の表示の中に食品表示に関するページとして、表示に関する相談の窓口へのリンクを貼っています。食品の健康被害につきましては消費生活トラブル注意報において定期購入の注意喚起に合わせ、健康被害の注意にも触れて啓発を行っています。また、消費者庁や国民生活センターからの注意喚起情報につきましては、必要に応じて、福岡県消費生活センターのトップページの消費生活に関する情報「安全安心のために注意していただきたいこと」において関係機関サイトのリンクを掲載しています。

問 健康増進法に関する食品表示の対応件数に関し、対応71件に対し違反54件と違反が多い状況であるが、県として違反を減らすためにどのようにアプローチしていくのか。

答 健康増進法に関する食品表示の対応件数に関し、対応71件に対し違反54件となっていますが、内訳は、県民からの相談や問い合わせの対応は18件、そのうち、違反が1件となっています。残りの53件は、積極的に表示の適正化を指導することを目的に、保健所が夏季と年末に一斉取り締まりを行った際の指導件数となります。記載の方法が良くないと思いますので、来年度から工夫しようと思います。健康保持増進効果の虚偽誇大広告等に関する表示の適正化を推進するためには、各地区において計画的に取締りをすることが効果的と考えております。そのため、今後も継続して一斉取締りを行ってまいります。

問 リスクコミュニケーション推進事業について、登録事業者数が10件から増えていないが、この状況をどのように捉えているのか。また、推進事業の参加者数について令和6年度の実績は。

答 本事業については、コロナ禍で事業として停滞していたことから昨年度、これまで登録していた事業者に対し、今後も参加の意向を確認したところ、全事業者から継続の意向を確認しました。令和6年度の参加者数は4,456名となっております。

問 環境中の薬剤耐性菌の検査というものは、福岡県ではワンヘルス事業で実施していることなのでしょうか。

答 ワンヘルスの事業一環として、薬剤耐性菌の検査の環境中の水の検査と、動物の薬剤耐性菌の検査というものを実施しています。結果についてはホームページ等でも公開をされています。

◆ その他

○ 連絡事項

今後のスケジュールについて（事務局から説明）

◆ 閉会